

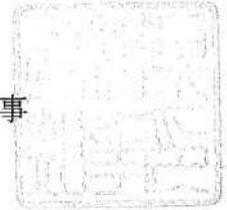


5 高都計第 2 3 7 号

令和 5 年 8 月 2 4 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



中村都市計画公園（9・6・1号土佐西南大規模公園）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

中村都市計画公園の変更（高知県知事決定）

都市計画公園中9・6・1号土佐西南大規模公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
広 域 公 園	9・6・1	土 佐 西 南 大 規 模 公 園	四万十市 下田 字南道崎、字西道崎、字北道崎、字俄鬼ヶ首、字道崎山、字子ノ首、字楠ノ木谷、字中駄馬山、字中駄馬、字上中駄馬、字背分山、字魚見峠、字西ノ駄馬、字和田上、字吉藏山、字勘八谷、字勘八山、字沖見山、字濱見山、字虎杖山、字谷脇山、字下馬目ヶ駄馬、字馬目谷、字上馬目ヶ駄馬、字方平山、字瀧ノ上、字瀧ノ山、字柵ノ木駄馬、字北戎山、字トビ渡り山、字雉子ヶ森、字合ノ森、字孫平谷、字新助谷、字兎ヶ森及び字杉谷の全部並びに字岸ノ上、字戎山、字下金比羅山、字上金比羅山及び字向ヒ新浦の各一部	約 78.7ha	園路及び広場
			修景施設		
			休養施設		
			四万十市 平野 字兎楽原、字平床、字蛇ヶ谷、字新浦、字江見立、字飛渡り及び字新浦山の全部並びに字日和山、字東横山、字大駄馬、字中谷、字横山、字清水山、字東釣井、字東山、字金ヶ浜、字金ヶ浜山、字磯ノ上山、字六反地及び字磯ノ上の各一部		遊戯施設
			四万十市 双海 字濱ノ上、字沖ノダバ、字大久保、字タテバエ、字平野山及び字中ノ岸の全部並びに字金ヶ濱、字ツル井ノ谷、字下タノ濱、字釜ノ口、字平野山ノ一、字鉄砂ノ谷、字ホッコ山及び字上ノ岸濱の各一部		運動施設
					教養施設
					便益施設
					管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由：別添理由書のとおり

中村都市計画公園の変更

(県決定)

理 由

土佐西南大規模公園は、高知市と足摺岬のほぼ中間に位置しており、広域の総合的なレクリエーション需要に対応するため、昭和47年4月に旧中村市(現四万十市)、旧佐賀町(現黒潮町)、旧大方町(現黒潮町)にわたる3地区で都市計画決定を行った。

都市計画決定後は、順次、県が公園の整備を進めており、現在では、各地区に特徴ある施設を整備し、幡多地域を中心としたレクリエーション拠点として利用されている。

しかしながら、3地区の公園の整備は、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況により、長期未整備の区域も存在し、3地区の総面積の約8割が未開設となっている。

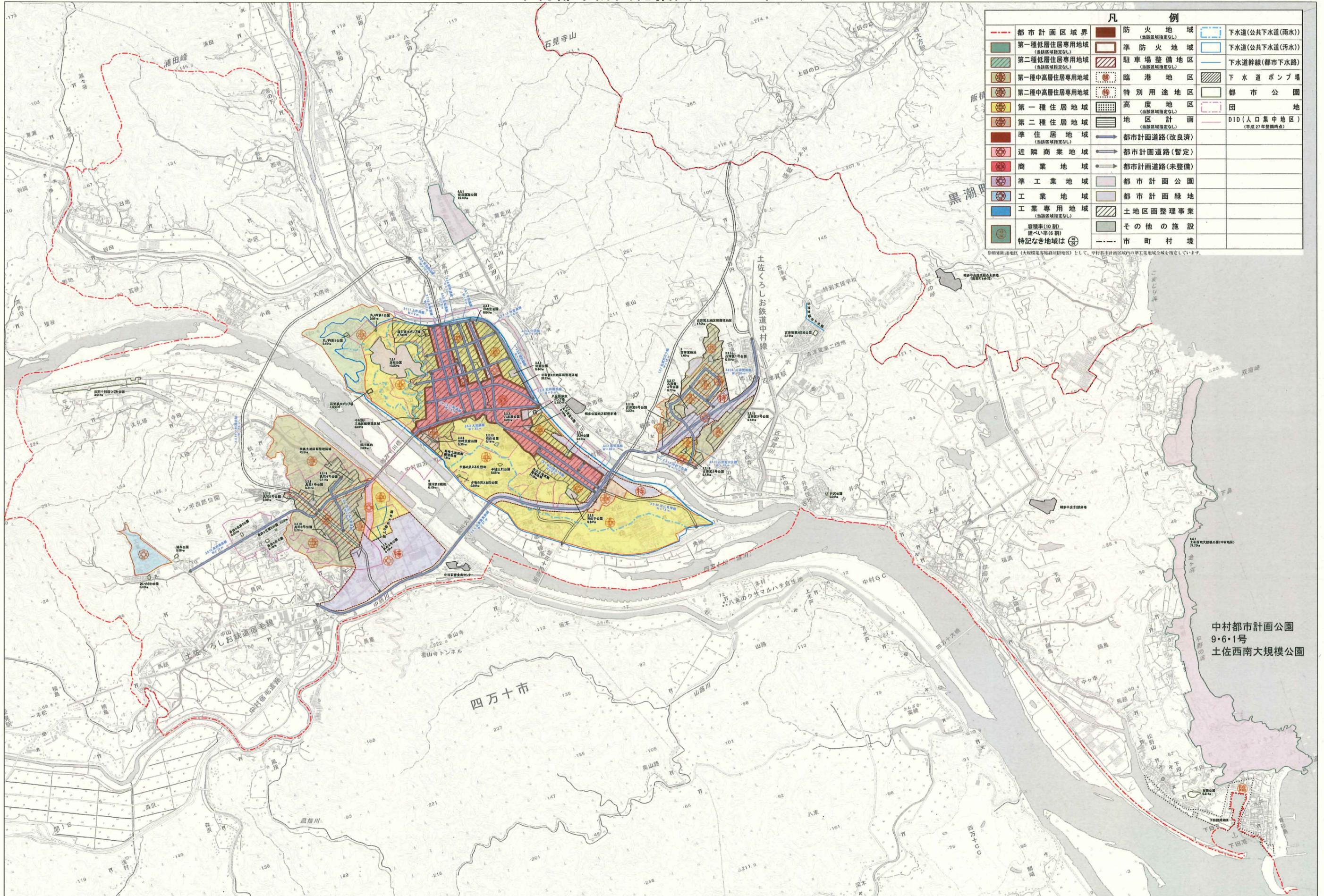
一方で、幡多地域においても、未整備の公園施設と類似機能を有する施設が整備されており、本公園で計画していた施設の代替機能は確保されている状況である。

また、昭和47年当時約79万人だった県人口は、令和2年度には約69万人に減少し、今後も更なる減少が予測されていることから、公園需要も人口減少に応じた減少が想定される。

これら社会経済情勢の変化や将来的な人口減少の予測、未供用区域における施設の必要性の評価結果を踏まえ、公園事業の適正化を図るため、9・6・1号土佐西南大規模公園の一部区域を除外することとし、公園区域の都市計画を変更するものである。

中村都市計画総括図(S=1/10,000)

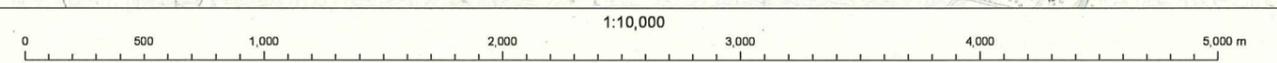
中村都市計画総括図



凡 例	
--- 都市計画区域界	■ 防火地域 (当該区域指定なし)
■ 第一種低層住居専用地域 (当該区域指定なし)	■ 準防火地域
■ 第二種低層住居専用地域 (当該区域指定なし)	■ 駐車場整備地区 (当該区域指定なし)
■ 第一種中高層住居専用地域	■ 臨港地区
■ 第二種中高層住居専用地域	■ 特別用途地区 (当該区域指定なし)
■ 第一種住居地域	■ 高度地区 (当該区域指定なし)
■ 第二種住居地域	■ 地区計画 (当該区域指定なし)
■ 準住居地域 (当該区域指定なし)	■ 都市計画道路(改良済)
■ 近隣商業地域	■ 都市計画道路(暫定)
■ 商業地域	■ 都市計画道路(未整備)
■ 準工業地域	■ 都市計画公園
■ 工業地域	■ 都市計画緑地
■ 工業専用地域 (当該区域指定なし)	■ 土地区画整理事業
● 登壇率(10割) 埋べし率(6割) 特記なき地域は(特)	■ その他の施設
	--- 市町村境
	■ 下水道(公共下水道(雨水))
	■ 下水道(公共下水道(汚水))
	■ 下水道幹線(都市下水路)
	■ 下水道ポンプ場
	■ 都市公園
	■ 団地
	■ DID(人口集中地区) (平成27年整備時点)

伊勢特別用途地区(大規模集積施設地区)として、中村都市計画区域内の準工業地域全域を指定しています。

中村都市計画公園
9・6・1号
土佐西南大規模公園

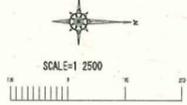
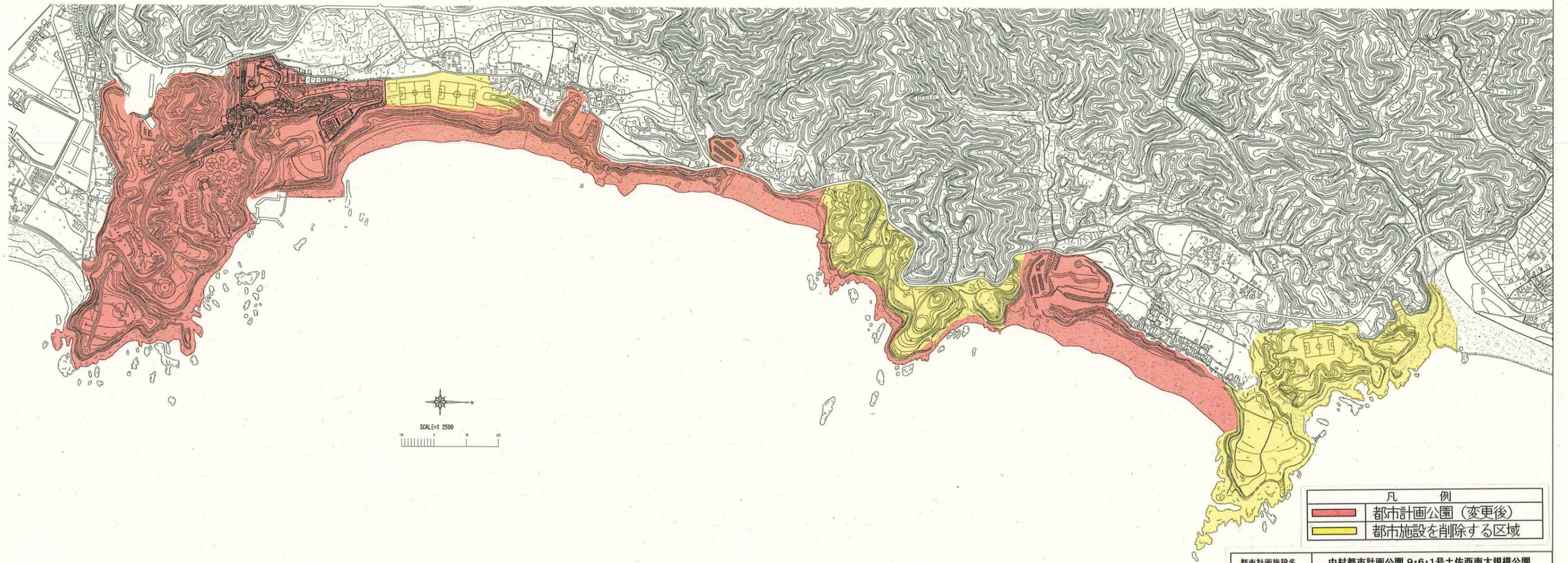


この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情保、第668号)
 ※この図面掲載の都市計画で定められている事項は、平成31年3月現在のものです。
 ※この図面は、お住まいの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字で、その他のものは計画面(1/2,500)で確認する必要があります。詳細については高知県土部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。



凡 例	
	都市計画公園

都市計画施設名	中村都市計画公園 9・6・1号土佐西南大規模公園
図面名称	計画図(中村地区)
縮 尺	S=1/2500
図面番号	/



凡 例	
■	都市計画公園 (変更後)
■	都市施設を削除する区域

都市計画施設名	中村都市計画公園 9・6・1号土佐西南大規模公園
図面名称	新旧対照図(中村地区)
縮 尺	S=1/2500
図面番号	/